

第8回 委託費、 施設型給付費の 弾力運用について(1)

(株) 福祉総研代表取締役・上席研究員
松本和也

Q

委託費または施設型給付費の、使途制限の内容の違いについて教えてください。

保育所の委託費と認定こども園の施設型給付費は、その性格の違いから使途として認められる範囲が異なります。その概要については、昨年度の「社会福祉法人会計四方山話」の第11回で触れましたが、次回以降のお話につなげていくため、ここでは少し深く掘り下げて説明してみましよう。

(1) 保育所の委託費の弾力運用要件は3区分

委託費には在籍児童の保育に必要な額が積算されることから、児童の保育に必要不可欠なもののみ使用することができ、いわゆる「積み上げ方式」によって公定価格に積算された額を基準とし

て支出することが求められてきました。そのため従前は、委託費に積算されない支出（借入金返済など）には、寄附金等の別の資金を充てなければなりませんでしたが、しかしさまざまな要因に鑑みて支出可能な範囲が拡充され、そのために定められたルールを一般に「弾力運用」と呼んでいます。

保育所の委託費の弾力運用は、当該保育所が満たす要件によって範囲が異なり、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(H27. 9. 3 / 府子本第254号・雇児発0903第6号 / H30. 4.16最終改正 / 以下「経理等通知」と言います。)に、その要件が下表のように規定されています。

1 (2) の要件を満たさない場合（法人運営や施設運営に問題がある保育所）は、一切の弾力運用ができないこととされ、委託費に積算された額をそのまま人件費、事業費、管理費に充てることが求められています（経理等通知1 (1)）。近年の保育所では特に、積算された人件費、事業費、管理費の額を意識することも少ないと考えられます。

なお経理等通知において定められている弾力運用の範囲は、委託費に対してのみ適用されるもので、自治体の拠出する補助金の使途は当該自治体によって定められます。また本部拠点区分における収入や寄附金収入などは、当該資金を拠出した者が指定すべきものです。したがってこれらは一切、制限の対象には含まれません。

弾力運用の要件

記載箇所	要件の概略	充足状況		
1(2)	①～⑦のすべてを満たすこと (法人運営・施設運営に問題がないことなど)	○	○	○
1(4)	別表1のいずれかの事業を実施していること		○	○
1(5)①	計算書類等を備え付け、閲覧に供していること			○
1(5)②	第三者評価を受審して結果を公表していること、または積極的な苦情解決に取り組んでいること			○
1(5)③	処遇改善等加算の賃金改善要件を満たしていること			○
弾力運用の段階		第1段階	第2段階	第3段階

注)「第○段階」の呼称は、筆者が著書の中で説明の便宜上の理由から付したもので、一部自治体でそのまま使用されているケースがありますが、経理等通知及び関係通知等の中で定義されているものではありません。

(2) 各段階における弾力運用の範囲の違い

保育所が保有する資金は「当年度の委託費収入による資金」「過去に積立資産として積み立ててあった資金」「前期から繰り越された資金」に大別され、それぞれ弾力運用の範囲が定められています。

「当年度の委託費収入による資金」の弾力運用の範囲は下の通りです。第3段階の保育所では積算額にかかわらず相互流用が可能になるほか、他の保育所や社会福祉施設の用地取得、運営費や施設整備への流用などが可能です。ただし、流用先は同一法人内の事業に限られ、流用額には上限額があります。

A. 第1段階

積算された人件費、事業費、管理費の相互流用、人件費・修繕・備品等購入のための積立資産の積立

B. 第2段階（Aに加えて）

用地取得、他の保育所への流用、施設整備等のための積立資産の積立

C. 第3段階（A・Bに加えて）

上限額の範囲内で他の社会福祉施設等の用地取得、施設整備等への流用

「過去に積立資産として積み立ててあった資金」は、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、保育所施設・設備整備積立金に対して保有する各積立資産のことです。これらの積立資産はその目的に対して使用するのが原則ですが、目的外に使用することも容認されています。目的外使用を行う際には、第1・第2段階の保育所では所轄庁との事前協議が、第3段階の保育所では理事会の承認が必要です。

最後に「前期から繰り越された資金」とは、資金収支計算書の「前期末支払資金残高」のことです。前期末支払資金残高を使用する際、第1・第2段階の保育所では、予算編成の段階で所轄庁との事前協議が必要ですが、取り崩す額がその年度の事業活動収入計（資金収支計算書の（1）の予算欄）の3%以下である場合には事前協議は不要とされています。取崩額は資金収支計算書の「当期資金収支差額合計（11）」の欄にマイナスで表示されます。

また第3段階の保育所では理事会の承認があれば使用可能で、法人本部の運営費用や他の社会福祉事業や公益事業の運営・施設整備に充当することも可能です。これは児童処遇を目的とした支出以外には

充当できないという委託費の基本理念から、法人運営経費が保育所運営に必要不可欠な支出であることや、法人運営の安定性を図るための支出であることを容認することに転換した点が重要と言えます。

(3) 認定こども園の施設型給付費の使途制限

昨年度の「社会福祉法人会計四方山話」の第11回でも触れたように、認定こども園は直接契約事業であるため、施設型給付費に使途制限はありません。また冒頭に述べたように、自治体等が拠出する補助金のほか、本部の資金や寄附金による資金は拠出者が指定すべきもので、国がその使途範囲を指定すべきものではありません。

ただし同じ直接契約事業の介護保険事業については、下記のような通知が発出されています。この通知文は、直接契約に基づく報酬であっても、その報酬のもともとの使途目的が利用者処遇である点や、その多くが極めて公益性の高い法人の運営であることなどに鑑み、法人外への流出や高額な役員報酬など、社会から疑問の目を向けられるような性質の支出に充てることを制限することにあります。その意味では認定こども園における施設型給付費も同様の性質を有していると言え、これらの思想を十分に理解のうえ支出することが必要です。

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」

(H12. 3.10 / 老発第188号 / H26. 6.30最終改正) の要点第2 平成12年度以降における運用上の取扱い

2 資金の運用について

指定施設サービス等に要する費用の額は、(略) 資金の使途については、原則として制限を設けない。ただし、(略) 指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

(1) 収益事業に要する経費

(2) 当該特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人外への資金の流出（貸付を含む。）に属する経費

(3) 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

保育所の委託費の弾力運用については、定められた範囲を逸脱していないことを説明するために「収支計算分析表」を作成する必要がある場合があります。今回は、このことに関するご質問を中心に回答することにしましょう。